自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書

【 新規 ・ 継続 ・ 再認定・ 変更 (保険 ・ 所得区分 ・ 医療機関) ・ 転入 】 ※いずれかに〇

	フリガナ		年	輸		歳	生年	大止	昭和	平成 ⁻	令和
受診者	氏名		個人番号				月日		年	月	В
	住所 ※1	〒	() 電話番		()	
	住民票住所					からの「〒	- -				
受診	フリガナ	□〒 —	16	固人番号	転入前の	受診者					
者 が 1	保護者氏名	 				との関係					
8歳未満の	保護者住所	口受診者と同じ				1-	話番号		()	
場合	住民票住所				他市町村7 転入前の	からの 〒)住所	_				
	保険の種類	□被用者保険(協会けんぽ等)【□被保険□生活保護(保険加入:□有 □無)【管	瞎		口国民領 i・町・村	建康保険(組合 開始日:_			齢者医療 廃止日:	年月	B
所得区分に関する事項	該当に☑ □被保険者	氏 名	値り	人番号※2 			記号		番号		
	□被扶養者 □被保険者					受診者の属す	* Z	ロやクけんぽ		(枝番:) 士却
	□被扶養者 受診者と □被保険者					被保険者証 記号及び番	50 保	□協会けんぽ		ŕ	- 1-
	同一保険 の加入者 口被保険者						者) 1	
	□被扶養者							口その他()
	□被保険者□被扶養者					非課税年金 手当・給付 受給の有無	等 ジ	課税年金・ 当・給付等			
	□被保険者 □被扶養者					×3	<i>π</i>	の名称			
	保険変更年月日	令和 年		В		有・弁	悪富額治療	年間収入額			万円/年
該当する所得区分		□生保 ・ □低1 ・ □低2 ・ □ ■ 自立支	□中間1 ・ 坪匠磨		• □—□		「重度かた 無神障害	つ継続)	口該当	 口非 	
自立支援医療受給者番号		有効	期限	令和 年		В	福祉手				うわせ希望
	受診を希望する 指定自立支援	医療機関名	区分※4		所在:	地・電話番号			医療	機関コート	
医療機関 (薬局・訪問看護事業者を含む) 医療機関(変更・追加) 口あ り・口な し*変更後の医療機関名を											
すべて記入してください 医療機関変更年月日※5		Ф П			~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		図向した	るため遡及窓			
达游	機関変更平月ログロ	令和 年	月		※念口気	でいらい。	部正しな	るにめ遡及る	史不可。		
添付書類	1. 診断書 2. 保険確認書類 3. 同意書 4. 受給者証 5. 手帳の写し 6. その他	私は上記のとおり、自立支援医療費の支給認定を申請します。 受 付 日 申請者氏名 (18歳未満の場合は保護者)							受 理 6	<u> </u>	
粠	()	令和 年 月									
	/	堺 市	長 椋	ŧ							
申請書を提出した者		氏名	●人 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	本 人家族 医療機関職員	()	住所	- /			
				その他	(E) 付番号	電影	5 ()		
※1 居住地特例施設(グループホーム、有料者人ホーム等)の場合は施設名まで記載すること。									必要事項		
※3 「内氏代注除化学で内氏代本学日の方は、中語書表面に記載の注意事項「3、注除代本学の記載について」を連続の方法、該当する非様代本学の有無及の必要事項を記載すること。(記載が無い場合は、所得区分が「低2:5,000円」となることがあります。) ※4 次の申請から選択し数字を記入する。(1:通院 2:薬局 3:デイナイトケア 4:訪問看護 5:検査 6:その他) 通院:1や、その他:6を選択した場合は、医師の診断書等が必要。 ※5 医療機関の変更の場合は、変更日を記入すること。ただし、有効期間の始期は堺市の窓口受付日以降となる。											
個人番号確認書類 □個人番号カード □通知カード □住民票の写し等 □その他() 受											
本人確認書類 保険資格確認書類		□個人番号カード □免許証 □手帳 □受約 □システム確認 □マイナ保険証目視確認 □) 付者		認者	
	*]手帳用(1年		用(2年目)	□手帳で	新規		帳同時申請	<u> </u>	『送
T 2014 (B)						該当・	口非該当				
Ē	前回の受給者番号	前回の有理	効期間		令和	年 月		,令和 年	F 月	日	
	今回所得区分	□生保 ・ □低1 ・ □低2 ・ □		T-1860	CHINE L						

□市民税非課税証明書又は台帳

判定

今回の有効期間

□標準負担額減額認定証

高額治療継 続 者

月

日 ~ 令和

口該当(ICDコート*:

月

) · 口非該当

日

□その他収入等を証明する書類(

□承認 · □不承認

令和

□市民税課税証明書又は台帳

審査日

□生活保護受給世帯の証明書又は台帳

所得確認方法

審査

今回の受給者番号

自立支援医療費(精神通院)支給認定申請について

1. 添付書類一覧

申請·届出項目	申請書	同意書兼 世帯状況 申出書※1	保険確 認書類 ※2	自立支援 医療診断書	手帳用 診断書	受給者証	記載事項 変更届	再交付 申請書	個人番号·本 人確認書類 ※3
新規※4	0	0	0	0					0
継続・再認定※5	0	0	0	O%6		0			0
保険・保険上の世帯員・ 自己負担上限額の変更※7	0	0	0	Δ※8		0			0
医療機関変更・追加※9	0			Δ※10		0			0
住所・氏名等の変更						※ 11	0		0
再交付								0	0
転入(他市町村からの転入)※12	0	0	0			0			0
手帳との同時申請 ※13	0	0	0		O写し ※14	0			0

- ※1 必要に応じて同一健康保険の被保険者及び受給者本人の市民税課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- ※2 有効期間内の健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ、個人番号カード、マイナ保険証(医療保険者の資格情報)の画面のいずれかを提示ください。
- ※3 ①個人番号カード、②通知カード又は③個人番号が記載されている住民票の写しのいずれかを提示ください。 また、②③を提示される方は、顔写真有りの身分証明書1点又は顔写真無しの身分証明書2点を併せて提示ください。
- ※4 自立支援医療の新規申請及び転入申請の場合は、堺市の窓口受付日が有効期間の始期となります。また手帳をお持ちの方(手帳用の診断書に基づき交付されたものに限る)は、診断書の代わりに手帳の写しを添付することで申請できます。(高額治療継続者に該当する場合は、別途書類(「重度かつ継続」に関する意見書)が必要な場合があります。)
- ※5 継続申請は有効期限の3カ月前から手続できます。ただし、有効期限を過ぎて申請された場合は新規申請扱い(再認定)となるため、堺市の窓口 受付日が有効期間の始期となり、受給者番号が変更される場合があります。
- ※6 診断書の提出は2年に1回ですが、受給者証の有効期限は1年ですので毎年の継続申請手続が必要です。診断書の要否については、受給者証の「支給要件の確認方法」欄でご確認ください。なお、再認定申請される場合でも、診断書が不要な年度であれば、診断書の添付は必要ありません。また、診断書の提出があった場合、診断書の記載内容について、堺市から医療機関に対し照会を行うことがあります。
- ※7 自己負担上限額の変更の場合は、堺市の窓口受付日の属する月の翌月1日からの適用となります。
- ※8 「高額治療継続者(重度かつ継続)」の判定区分により自己負担上限額を変更しようとする場合は、「重度かつ継続に関する意見書」が必要です。
- ※9 医療機関の変更及び追加は堺市の窓口受付日以降からの適用となります。
- ※10 追加する医療機関が区分1(通院)又は区分6(その他)に該当する場合は診断書等が必要です。
- ※11 受給者証の再交付はありません。既にお持ちの受給者証の記載内容変更をご希望の場合は窓口へ持参ください。
- ※12 他市町村からの転入は堺市の窓口受付日からの適用となります。
- ※13 年金証書で手帳と同時に申請される場合は、自立支援医療診断書が別途必要となります。
- ※14 手帳用診断書で申請される場合は自立支援医療記載欄(診断書右下の欄)の記載が必要です。なお、診断書原本は手帳用申請書に添付してください。

2. 所得区分

- 〇受診者の「世帯」の収入(所得区分)により1カ月あたりの自己負担上限額が定められます。
- ○本制度の「世帯」とは、住民票上の世帯に関わりなく、受診者と同一保険の加入者をいいます。
- ○「世帯」の所得区分は、受診者と同じ医療保険に加入する世帯員のうち、健康保険など被用者保険では被保険者本人、国民健康保険又は後期高齢者医療であれば被保険者全員に係る所得により認定されます。



※注 高額治療継続者(重度かつ継続)の一定所得以上の区分は自立支援医療の対象外(負担上限額20,000円は経過的特例措置)

3. 非課税年金等の記載について

〇「市民税非課税世帯」で生活保護を受給していない方は、受診者の収入(受診者が18歳未満の場合は保護者の収入)により自己負担上限額が定められます。収入には、合計所得金額のほか下記の非課税年金等が対象となりますので、受給されている方は申請書に年額を記載してください。

障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、障害年金、障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金、障害共済年金、障害共済一時金、遺族共済年金、特別障害給付金、労災による障害補償給付、障害給付等、特別児童扶養手当、特別障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当等

4. 申請窓口

〇申請書の提出は、各区の保健センター(美原区は、美原区役所 地域福祉課)となります。